

筑前国の灯籠堂と急用丸格納庫

佐藤 正彦 九州産業大学名誉教授

要旨：本稿は、江戸時代の筑前国の灯籠堂と急用丸の格納庫についてその構造形式を解明した。灯籠堂は、船舶の航行の安全を守るための施設で、中に行灯（火袋）を置く。灯台の前身である。取り扱った灯籠堂は、全て船舶から確認しやすい筑前国の沿岸や玄界灘の島々に建つ。鐘崎・相（藍）島・地島・勝馬（志賀島）・岩屋（現在北九州市戸畑区）の5箇所に設置されていた灯籠堂を取り上げた。

灯籠堂の広さは、平均1坪5合7勺（5.18㎡）である。最大は相島の2坪3合（7.59㎡）、最少は勝馬（志賀島）と岩屋の1坪（3.3㎡）である。灯籠堂は高い石垣上に建つ。控柱を四隅に付けるのは海風の強いところに建つ灯籠堂にとっては重要なことで、倒壊予防のための知恵である。

構造は、土台上に、角柱をたて、桁や梁を受ける。土台に火打を付ける場合もある。一面に片引き板戸の出入口を設け、三面は腰高窓に上下の板戸を立てる。内部の踏み込みは土間で、他は板張り床の化粧屋根裏である。四隅に控柱を大栓と足下貫で付ける。屋根は瓦葺きで漆喰の露盤宝珠が付く。灯籠堂の維持管理は遠見番所の仕事であった。

急用丸（早船）の格納庫は、桁行45尺（13.64m）梁間2間半（4.55m）、切妻造、茅葺き、妻入りで、出入口は竹の両開き戸が付く。柱は礎石上に立ち、板壁で、床は土間、化粧屋根裏である。四隅と桁行中央に控柱が付く。柱は全て控柱も含めて丸太材で、梁は全ての柱位置に掛り、叉首構造である。

キーワード：灯籠堂、行燈、急用丸格納庫、構造形式、江戸時代

はじめに

灯籠堂は、江戸時代の灯台である。神社境内にある石灯籠ではない。どちらも夜間の道しるべであるが前者は、船舶の航行安全を目的とする。筑前国（福岡藩）の灯籠堂と急用丸格納庫を掲載するのは、九州歴史資料館所蔵福岡県史編纂史料〔林（美）家文書〕No.122『嘉永七寅年五月改／浦嶋遠見番所燈籠堂急用丸上家共図／林武』である（以後『指図』と略記する）⁽¹⁾。末尾の「林武」は、文政8年（1825）太宰府市の観世音寺大講堂を建立した大工棟梁林武四郎の略称なのか別人なのか即断できない。しかしながら、〔林（美）家文書〕No.69『乍恐奉願上口上之覚』は、嘉永7年（1854）に「簀子町組頭大工武四郎」が「大野藤左衛門様と寺嶋喜右衛門様」宛てに「倅佐平大工職執行につき、御帳面差加願」を記しているので、略称とみるのが妥当であろう。ちなみに、嘉永7年と文政8年では29年の差がある⁽²⁾。

『指図』には、筑前国の鐘崎・相（藍）島・地島・

勝馬・岩屋の5箇所に設置されていた灯籠堂の平面図や断面兼立面図（建地割図）の他に簡単な仕様書がある。

灯籠堂が設置された場所は鐘崎と勝馬（志賀島）を除いて遠見番所が置かれていた。遠見番所については、別稿を予定している。また『指図』には、急用丸の格納庫の平面図と建地割図と簡単な仕様書がある。これらから、本誌No.11号に掲載した地島にある「急用丸上家」（写真10）の規模形式が推測できる⁽³⁾。「急用丸上家」は、急用丸格納庫の鳥瞰図である（写真11）。ちなみに地島の急用丸格納庫は現存しない。5箇所の灯籠堂もない。

本稿は、『指図』と仕様書および鳥瞰図などを参考にして、筑前国（福岡藩）の灯籠堂と急用丸の格納庫についてその規模や構造形式を解明することを目的とした。

1 灯籠堂

『指図』によって、灯籠堂をまとめたのが表1である。表1によれば、5箇所の灯籠堂の建坪の平均は約1坪5合7勺(5.18㎡)であるから、4畳弱である。最も広いのは、No.2相(藍)島の灯籠堂で、9尺1寸四方の2.3坪である。最も狭いのは、No.4勝馬とNo.5岩屋(北九州市若松区)の灯籠堂で、どちらも1坪である。

灯籠堂は、中に行灯を置き、夜間の船舶の航行を助けた。行灯は火袋ともいわれ、油を燃やしていた。油の種類は確言できないが、地島では椿油を生産していたので、使われていたかも知れない。火の番をかねていずれのところにも1人の灯籠番を配置していた。例えば、文政6年(1823)時には、相島灯籠番稲光文助、地島灯籠番中村又右衛門、鐘崎浦灯籠番九平、志賀島灯籠番1人(姓名未詳)である⁽⁴⁾。

(1) 鐘崎灯籠堂

鐘崎には、『続日本紀』神護景雲元年(767)8月の条に、僧壽應の進めにより「船瀬」を造ったとある。すなわち、防波堤である。『筑前国続風土記附録』(以下『続風土記附録』と略記する)中巻に、寛喜3年(1231)に波止が築かれたことが記されているので、その頃には灯籠堂も設けられたことであろう。『筑前国続風土記拾遺』(以下『続風土記拾遺』と略記する)中巻の「鐘岬」に「山の後、岩岸の上に通路指南の燈籠堂あり」とみえる。

鐘崎は、宗像市にあって、金崎・金崎・鐘の御崎とも書いた。玄界灘に面した鐘の岬に灯籠堂があったことになる。

『指図』に鐘崎灯籠堂の平面図と建地割図がある(写真1)。図面では全ての部材の寸法を必ずしも記入していないので必要な部分をここで示す。それによれば、各々の灯籠堂の大きさは相島と地島が大きく他はほぼ同じで構造は大差ないことがわかる。

鐘崎灯籠堂は平面図によれば、「六尺八寸四方」、すなわち、方6尺8寸(2.03m)の宝形造、棧瓦葺きである。出入口は南東角にあって、「戸一」と記すので、片引きもしくは片開き板戸と考えられるが、

二重線に描くので、次項の相島の灯籠堂の仕様に「引戸」とあるので、引き戸であろう。出入口の大きさは「入口鴨居内法四尺六寸巾二尺五寸」であるから、高さ四尺六寸(139.4cm)、巾二尺五寸(75.6cm)である。出入口のある南東面が板壁でその他は腰板壁に「掛戸二」と「引上ゲ戸」と記すので、上部を掛戸(折れ釘などに掛ける板戸)に、下部を引き上げ戸にする腰高窓を正面(南東面)以外の三面に付ける。四隅に控柱が付く。控柱の大きさは、建地割図から「末口五寸、長老丈」で身舎柱に大栓止めにし、足下貫を付ける。本体の柱は礎石に土台上に立つが控柱は掘立である(図1を参照)。

内部は踏み込み土間があって、板張り床に行灯を置いていた。土間の東隅に「込板」と記すので、土間の両側は巾木付き羽目板壁である。『指図』の建地割図は背面(北西面)を描く。

行灯(火袋)の大きさの記載がないけれども、相島の灯籠堂に、「同燈籠堂地指図行灯」があって、平面図と立面図と共に仕様書を記すので、次項(写真2)で触れるが、行灯は2尺4寸(72.7cm)四方で、高さ3尺2寸(97.0cm)である。屋根の上部に「上戸」がついていた。この場合の「上戸」は蓋の意味であろう。

鐘崎灯籠堂は、享和2年(1802)9月晦日22時前後に小火を出したことが次の記録でわかる。

『玄海町史話伝説』に「『黒田文書』「郡町浦御用帳」の中に「燈籠堂が小火を起こした報告、処置の記録もあります。享和二年(一八〇二)壬戌十月十四日/鐘崎浦 庄屋/組頭 当浦岬燈籠堂、先月晦日夜四つ頃燃え居り候を(中略)灯籠番清作一同早速走り付け、火取消し申し候、」とある⁽⁵⁾。

(2) 相島灯籠堂

相島灯籠堂は、『続風土記拾遺』(下巻)に、「遠見番所、燈籠堂有。島番の士二員、卒徒四員を置いて守衛とす」とある。『続風土記附録』(中巻)の「藍嶋」の図に遠見番所も灯籠堂も描かれている。

『指図』の相島灯籠堂は、方「九尺一寸」(2.76m)、宝形造、棧瓦葺きである。鐘崎の灯籠堂より一辺が2尺3寸大きい(表1)。「家上中程葺惣漆喰」の書

表1 灯籠堂一覧表

番号	所在地(名称)	桁行	梁間	屋根	屋根材	建坪(坪)	造作
1	鐘崎	6.8	6.8	宝形	棧瓦	1.28	床板張、土間、土台、出入口左側
2	相(藍)島	9.1	9.1	宝形	棧瓦	2.3	床板張、土間、土台、出入口右側
3	地島	9	9	宝形	棧瓦	2.25	床板張、土間、土台、露盤、惣漆喰、出入口左側
4	勝馬	6	6	宝形	棧瓦	1	床板張、土間、土台、板壁、出入口左側
5	岩屋	6	6	宝形	棧瓦	1	床板張、土間、土台、板壁、露盤宝珠、出入口右側
平均		7.38	7.38			1.566	

【註】桁行、梁間の単位は尺。

き込みがあるので、瓦を多量の漆喰で固めていたの
である。

出入口は右角にあって、「入口横二尺八寸引戸」
から巾85cmの片引き板戸を立てる。出入口が右角に
あって、板戸を左に引くのは後に触れる岩屋の灯籠
堂と同じである。

出入口がある面を除く三面は腰板目板張りで、
「戸二」と記すので、板戸が1箇所^(横力)に上下2枚つ
いていたのであろう。「三方上掛戸三ツ坪釣り／下引
上ケ戸」とあって、上の戸は坪釣りの掛戸で、下の
戸は引き上げ戸である。四隅に掘立の控柱が付く。

腰高窓の高さは「梁下^(横力)方□上迄／四尺五寸」で、
「□上^(横力)方土台上迄／三尺」と記す。これから「梁下
より□上^(横力)まで」四尺五寸(136.4cm)で、「□上^(横力)方土
台上迄」三尺(90.9cm)なので、土台上端から梁下
まで、7尺5寸(227.3cm)である。ちなみに建地
割図の欄外に、「桁下^(横力)方土台上端まで七尺五寸」と
あって、合致する。「□」は建地割図から腰貫を示
すといえる。なお、腰壁に「三尺」(90.9cm)の書き
込みがあるので、土台上端から腰貫上端までは「三
尺」(90.9cm)である⁽⁶⁾。

内部は踏み込みが「三尺八寸ニ式尺七寸」の土間
で、3段の木階段で板張り床に上がる。土間が5つ
の灯籠堂で一番狭い。出入口の戸幅は2尺8寸(85.0
cm)である。

床上行灯が置かれる。行灯は「火袋」として、
立面図を掲載する(写真2・図2)。

立面図によると、火袋は2尺4寸(72.7cm)四方で、
高さ「桁上端から土台下まで」3尺2寸(87.0cm)、
寄棟造に近いが、屋根の位置に「上戸」と記すので、
これは、取り外し可能な蓋を示すのであろう。棟の
部分が開いていた可能性がある。

壁は一面が板張りで、他の三面が8枚の障子紙張

りである。この程度⁽⁶⁾の行灯(火袋)が先の鐘崎の灯
籠堂や地島、勝間、岩屋の灯籠堂にあったと考えら
れる。

行灯の立面図の書き込みは、「火袋、上戸、高サ
三尺式寸、柱二寸角、二寸角、式尺四寸」である。
すなわち、2尺4寸(72.7cm)四方で、土台と柱は
2寸(6.1cm)角、土台から軒桁までの高さは3尺
2寸(97.0cm)である(図2)。「但シ壺方ハ板打三
方障子壺ケ所ニ中折八枚張」と記す。

したがって、四面のうち一面が板張りで、三面が
中折れ8枚張りの障子である。いずれの灯籠堂も行
灯の板張りを土間側に向けて置いた。

灯籠番は記録では文化9年稲光文助34才が文政6
年まで務めていた⁽⁶⁾。

(3) 地島灯籠堂

灯籠堂は、『地嶋波止場之図』(本誌No.11の写真1)
に、泊集落の殿様波止の近くに「灯籠堂」の記入が
あって位置がわかる。そして、鳥瞰図なので、外観
がわかる(写真7)。建物は、方一間の宝形造で、
控柱が四隅にある。『指図』には平面図があって、
相島の灯籠堂の建地割図とほぼ同じ形式で規模も類
似していたこともわかる(写真3)。

『指図』から地島の灯籠堂は、9尺(2.73m)四方、
宝形造、瓦葺きで、相島の灯籠堂と大同小異の構造
である。出入口が正面の左片隅に付き、他の三面に
「掛戸二」と記すので、折れ釘に掛ける板戸と引き
上げ戸が正面以外の腰高窓に付いていた。腰壁は「腰
立目板打」と欄外に記す一方、平面図左側に「惣漆
喰」と記す。恐らく「惣漆喰」は、瓦と露盤宝珠を
を止めるための漆喰を示すのであろう。四隅に掘立
の控柱が付く。これもほぼ相島や他の灯籠堂と同形
式である。

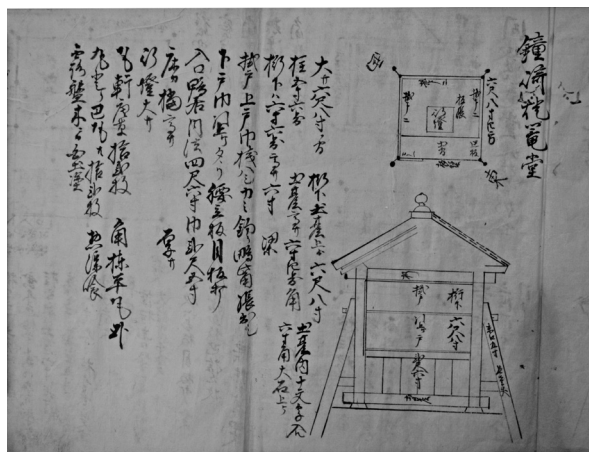


写真1 鐘崎灯笼堂

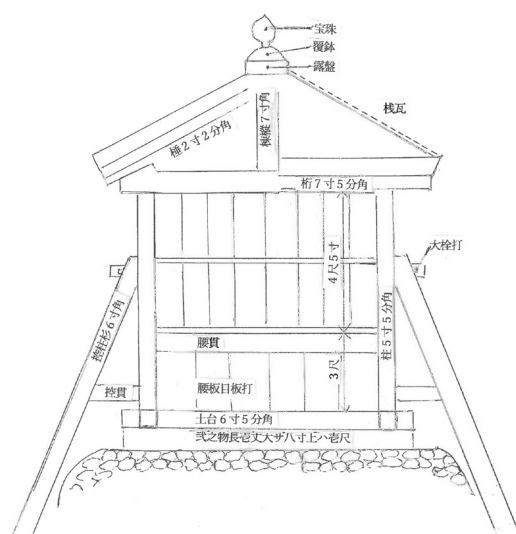
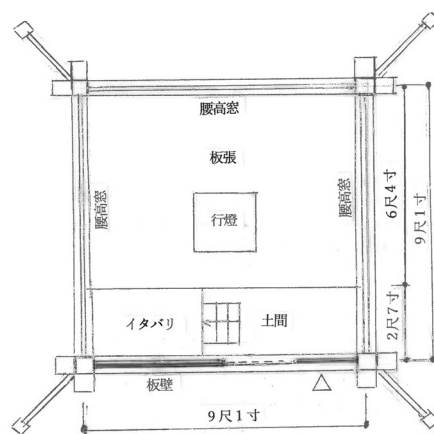


図1 上：相島灯笼堂平面図 下：同建地割図

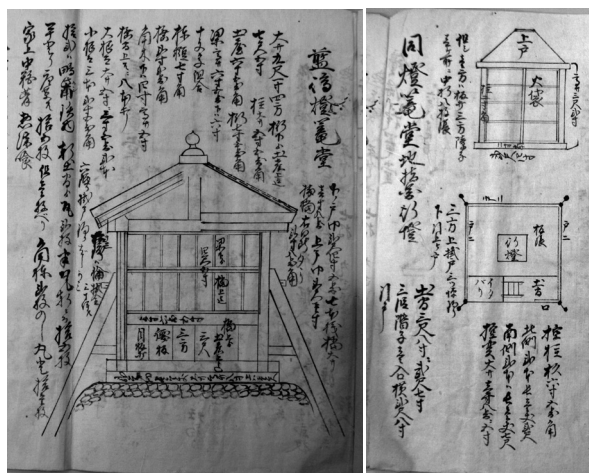


写真2 左：相島灯笼堂 右：同灯笼堂地指図行燈

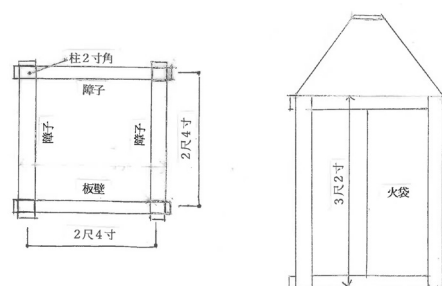


図2 左：相島行燈平面図 右：同立面図

内部は踏み込みが奥行約3尺(90.9cm)、巾9尺(272.7cm)の土間で、相島の土間より広い。残りは板張り床で、行灯が置かれていた。行灯の大きさは記載が無いが、相島の行灯と大差ないものと想われる。

ここでは、露盤の大きさが「老尺六寸_二高サ九寸」とわかる。また、柱や土台の大きさも「柱八寸角」「土台八寸角」とあってわかる。鳥瞰図では露盤はほとんど描かれないで宝珠が大きめに描かれている。

地島の灯籠堂は、『海遊録』に、「享保四年(1719)八月初十日の夜、地島に碇泊通信使の三使は国書を奉じて西光寺に泊まる。寺の西南の山頂には、石燈十餘丈もあって、上に石門がある。傍に曰ふ、慈島殿と、これ観音佛奉ずるの所、(女神厳島姫を観音様と解釈している)。又其の西山の脚に燈臺峰臺を設け皆な屋壁があつて堅固に、往来する船舶の展望地に充てゝ居る。」とある⁽⁷⁾。

次に、図面の欄外の記述を記しておく。

「惣漆喰／大サ九尺四方／桁下高サ／土台上方／垂木／大サ／床カ上下／柱八寸角／土台八寸／角／梁^(横カ)／掛戸□／棧／上戸巾／下ノ戸巾／引上ケ戸タルミ留メ^(横カ)／腰立イタ目板打／入口／控柱大サ／床カ□高サ／同厚サ／下貫／上大栓打／行灯大サ／瓦軒唐草拾六枚／丸登り巴共八枚／角丸ハ無シ／平式枚葺ニ而／露盤老尺六寸_二高サ九寸」

これによって、瓦葺き屋根で、瓦の種類や枚数まで判明する。

(4) 勝馬灯籠堂

勝馬灯籠堂は、『続風土記附録』(上巻)によれば、勝馬明神社のところに、「祠の北の崖上に燈籠堂有。往来の船人に、此の邊に瀬あるをしらしめんため、夜ことに燈を點せり」とあって、灯籠堂の役割を示す(写真3・4・5)⁽⁸⁾。

勝馬は、金印が発見された福岡市東区志賀島にあって、玄界灘と博多湾の境に位置する志賀島の北西部である。灯籠堂は勝馬神社の崖上にあって、往来の船に瀬のあることを知らせるため毎夜点灯された。この灯籠の油代として年に銀百目を納め、油奉行支配の番人に二人扶持が与えられていた⁽⁹⁾。

勝馬灯籠堂は、方「老間」(181.8cm)、宝形造、棧瓦葺きである。次項で触れる岩屋の燈籠堂と大同小異の構造である。出入口が正面の左片隅に方立付きで「巾二尺八寸」(84.8cm)の片引き板戸で付き、他は腰板壁である。正面を除く三面とも「掛戸二」と記すので、「坪釣」(壺金)に掛ける形式の板戸と引き上げ戸が腰高窓に付いていた。「坪釣」を記すのはここだけである。四隅に控柱が付くのは他の灯籠堂と変わらない。

内部は他と変わり踏み込み土間が台形で、平面の底辺が6尺(181.8cm)、残りは板張り床で行灯が置かれていた(写真3)。

行灯の大きさの記載がないが、相島の行灯と大差ないものであろう。

次に、図面の欄外の記述を記す。

「大^サ老間四方 桁下高^サ土台上方六尺五寸／柱大^サ五寸 土台七寸角 但^シ七寸^ニ中土台／式本入大石上^ケ有之／桁六寸垂木六本打 大^サ下^ハ梁^(横カ) 腰□高^サ六寸厚^サ四寸／掛戸棧七本押縁押 上戸巾老尺五寸三ツ坪釣^リ／下戸巾老尺八寸引上^ケタルミ留^メ上戸略此角張出^シ／軒 控柱七寸大栓打下貫／腰板胴縁彦本目板打土台上^ハ面押打／入口高^サ内法 戸巾式尺左右法立／板張下隅十文字^ニ尾引組合^ニ平物根太入瓦軒唐草拾貳枚／角棟九枚 貳枚熨斗瓦有 露盤宝珠共漆喰^ニ練立／惣漆喰 平登^リ巴^共七枚 丸巴共老^ト西^ニ四拾三枚程入^ル」

以上により、細かい部材や使用方法および瓦の種類や枚数がわかる。

(5) 岩屋灯籠堂

岩屋灯籠堂は、『続風土記拾遺』(中巻)に、「有毛村の北濱にて民居一所に在。産神ハ蟹從村戸明神也。境内に遠見番所、燈籠堂、定番の士宅二區有」とみえる。有毛村は、現在の北九州市戸畑区である。

岩屋灯籠堂は、方「老間」(1.82m)、宝形造、棧瓦葺きで、勝馬の灯籠堂と大同小異の構造である。出入口が正面の右片隅に片引き板戸で付き、他は腰板壁である。出入口が右側にあって、板戸を左に引く形式は先の相島の灯籠堂と同じである。他の三面に「掛戸」と記すので、折れ釘掛けの板戸付きの腰

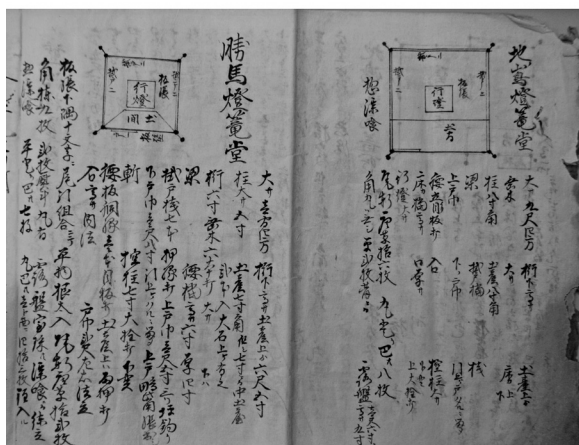


写真3 左：勝馬灯籠堂 右：地島灯籠堂



写真5 那珂郡志賀島弘浦絵図の勝馬灯籠堂

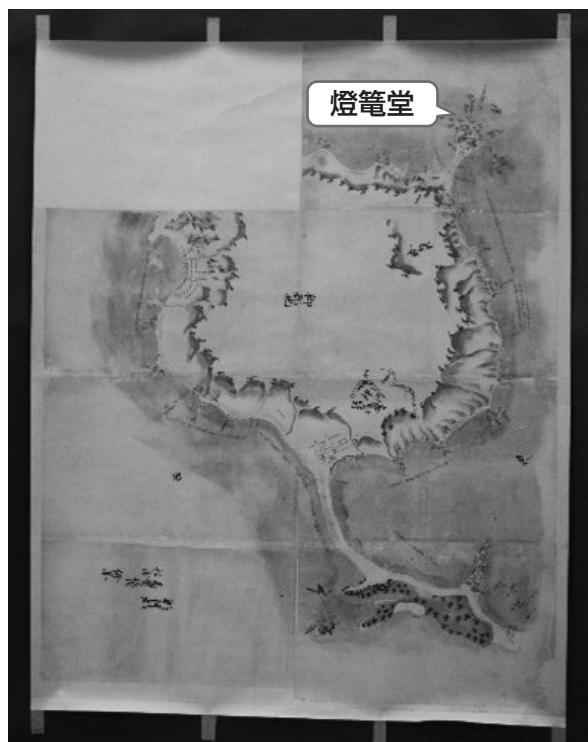


写真4 那珂郡志賀島弘浦絵図（福岡市博物館蔵）

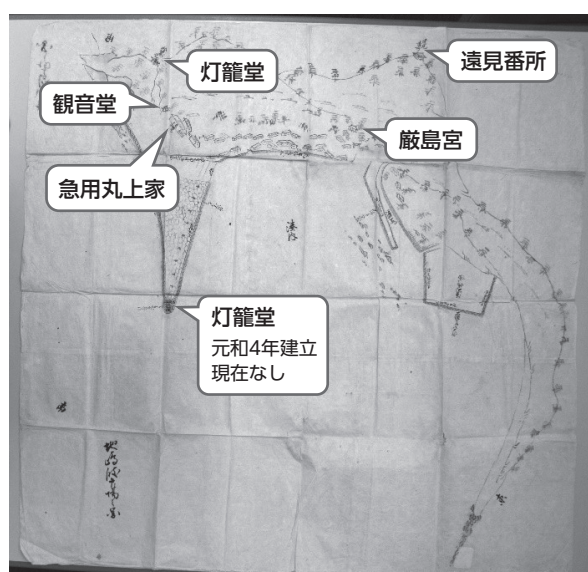


写真6 地島波止場之図の地島灯籠堂・急用丸上家

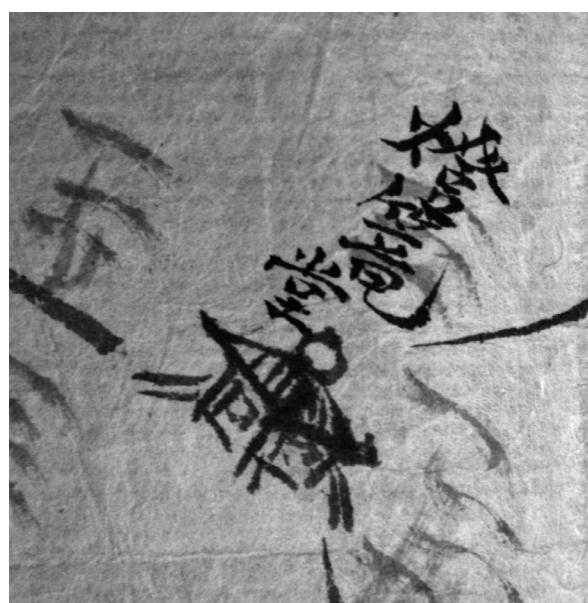


写真7 地島波止場之図の地島灯籠堂

高窓が付いていた。四隅に控柱が付く。土台や筋違いがあって、梁は「十文字」に付く（写真8）。

出入口を入ると踏み込み巾6尺（181.8cm）の土間で、他は板張り床で、行灯が置かれている。行灯は寸法の記入がないが、相島の行灯と大差ない。

ここでは、「土台筋違入八寸角組合石積上ケ」と記すので、相島の灯籠堂のように石積基壇の上にたち、土台に筋違（火打）を用いていたことがわかる。また、「窓内法ニ而三尺式寸」とあって、窓の高さが「三尺式寸」（97.0cm）であることがわかる。これは、相島の「四尺五寸」（136.4cm）より低いので、平面の大きさとのバランスによるのであろう。ちなみに「桁下高サ土台上六尺壺寸」（184.8cm）とあって、相島の「七尺五寸」（227.3cm）より42.5cm低い。小型の灯籠堂と言って良い。

次に図面の欄外の記述を記す。

「梁十文字入七寸角土台筋違入八寸角^{ニ而}／組合石積上^ケ／大^サ老間四方桁下高^サ土台上六尺壺寸柱大^サ五寸五歩／土台上六寸五歩高サ五寸五歩桁高サ六寸^{（横カ）}／裏板打 梁 腰^{（横カ）}口高サ 厚サ／掛戸棧押縁上戸／下戸／窓内法^{ニ而}三尺式寸 控 大栓 下貫／腰板 軒 板張／入口高^サ内法 戸巾／瓦斬唐草拾式枚 角棟 露盤宝珠／丸登七枚 丸中^{ニ而}七六五四三式壺」

以上により部材や使用法および屋根瓦の種類や露盤宝珠がつくことがわかる。

2 急用丸格納庫

急用丸は、伝馬船を用いた伝令船として、遠見番所で南蛮船など異国船を発見すると直ちにしかるべきところに知らせる。そのために、「急用丸御船付御加子代」を配置していた。いわば沿岸警備艇である。

例えば、文政6年時相島の急用丸加子は長五郎、大島の急用丸加子は半次郎、地島の急用丸加子は庄七、玄界島、小呂島など各1人（姓名未詳）がいた。庄七は文化9年（1812）の記録にもある⁽⁴⁾。文化9年時相島の急用丸加子は兵次であった⁽⁶⁾。

黒田藩が警備を強化したのは、寛永17年（1640）、貿易再開を嘆願しにきたマカオからのポルトガル人

61人を斬罪に処してからである。この時、幕府は、ポルトガル・イスパニア両国の報復攻撃を想定し、関係諸大名に領内の各所に遠見番所を設置することを命じ、もしポルトガル船を見たら即座に島原藩主の高力忠房および長崎奉行に通報し、さらに大坂や隣国にも通報することを命じている。また、播磨姫路藩主の松平忠明らには、異国船が来襲した場合の総司令官として長崎に出陣することを命じた。

この命令を受けた熊本藩主の細川忠利は、遠見番の者には百姓を徴発するわけにいかないで藩で召し抱えている者を使わねばならず、早船を30艘用意するとすれば1,200人の水主（かこ）が必要である。そのうえ、長崎や豊後目付、上使などの御用にも備えておかねばならないので、「事之外なる九州之よりハ」で、「きりしたん程日本をなやまし候もの又とこれ無く候」と嘆息している。

福岡藩の黒田忠之も、領内5箇所に遠見番所を設け、それぞれの場所に番の武士を置き、番船を出して毎日巡検させている⁽¹⁰⁾。遠見番所の仕事としては、海上の見張りのほかに、流人の監視や志賀島・相島・地島・鐘崎などの灯籠堂（灯台）の維持管理があるが、これらの役割は、時代の推移とともに軍事的なものから民生的なものへと変化していった⁽¹¹⁾。

領内5箇所は大島、相島、地島、姫島、小呂島である。このように九州諸大名に負担をかけた沿岸の防備体制であった。

『指図』に、急用丸を格納しておく小屋の平面図と立面兼断面図（建地割図）がある（写真9・10）。建地割図の欄外に「急用丸^{上家}天保六年相止御取除^{ニテ}相成^ル」「大嶋 藍嶋 地嶋／姫嶋 小呂嶋／右五ヶ所^ケ板壁」「玄界／岩屋浦／右式^ケ所是迄之通／土壁^{ニ而}有之」と記す。「急用丸^{上家}」（上家）が天保6年（1835）に取り除かれて以後なかったようにも考えられるが、急用丸は天保6年以降も存在していたことは確実のようである。ただし、上家（屋）付きであったかどうかは即断できないけれども、大切な役目を持つ船なので格納庫は存在したものと想われる。

建地割図の棟上部に「棟簀縄阿ミ／葺縄掛ケ」とあって、棟が、縄を使った簀子をのせて、葺縄でしっ



写真 8 岩屋燈籠堂



写真10 急用丸格納庫平面図

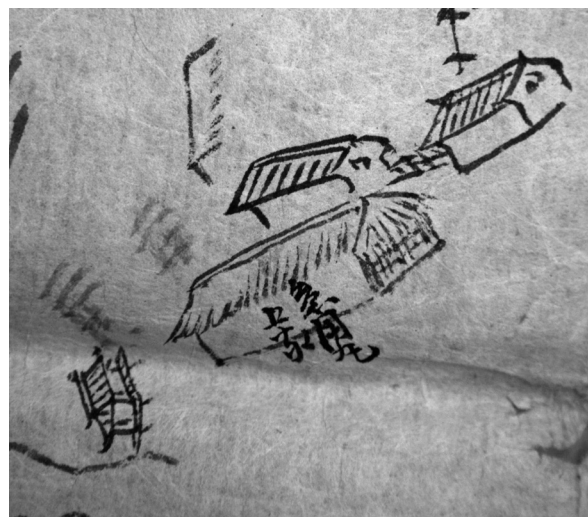


写真11 地島波止場之図の急用丸上家



写真 9 急用丸圀家上の図

かり結んでいたことがわかる。蕨縄は、藁縄などと比べると格段に丈夫で、雨水に強く弾力性がある。

また、欄外に次の書き込みがある。

「玄界／岩屋浦／右式^ケ所是迄之通^リ／土壁^ニ有之
／梁間二間半 桁行四尺五寸間^ニ拾間 本間^ニ／
六間九合余／桁下高サ石^ノ六尺五寸 家柱丸太末口
六寸／惣柱丸太末口五寸 梁拾壺本末口七寸／中法
梁壺通^リ／貫式段壁板側付合^セ目板押縁打／蹴放^シ中
柱^共／取除^ク／但^シ中柱四寸角／控柱六本末口七寸上
大栓／下貫」

以上により部材や構造がはっきりする。すなわち、柱は全て控柱も含めて丸太材で、梁は全ての柱位置に掛け、又首構造である。柱は礎石に立ち、控柱は掘立である。板壁で、蹴放しなどは取り除かれていた。また、「玄界／岩屋浦」から、先の5箇所以外に玄界島と岩屋にも急用丸があったことがわかる。「岩屋浦」は現在北九州市若松区にあって、福岡藩領であった。

建地割図中にも同じような書き込みが次のようにあって各部材の寸法などがわかる。

「向サス／向サス／茅葺家上登^リ壺丈三尺五寸／
控／桁下高サ／六尺五寸石^ノ口^{（唇カ）}／中柱取放^シ／割竹
三拾壺本／巾八尺棧四本／竹打戸／控」の書き込みがそれぞれの箇所にある。妻側に「巾八尺棧四本」の「割竹三拾壺本」を使った「竹打戸」があって、その他は「貫式段壁板側付合^セ目板押縁打」であった。「巾八尺棧四本」が半分なので、梁間は16尺（1間＝6尺5寸とし、約2間半）になる。柱は礎石立てで、控柱があって、母屋柱と腰貫でつなぐ。

さて、『指図』の平面図（写真10）には、急用丸の文字がないが、建地割図欄外の「梁間二間半 桁行四尺五寸間^ニ拾間」の書き込みがあって、梁間2間半と10間の柱間が合致するので、急用丸の格納庫の平面とみてよい。「梁間二間半」の正面は、中柱1本の2つ割り、背面は中柱2本の3つ割りである。但し、正面の中柱は「取放^シ」（取り外し）出来る。

平面図には、以下の書き込みがある。

「竹打戸両開軸釣猫座付」「蹴放^シ中柱共取放^シ／戸前輪拭鉄^{ヨリ}錠前付」と正面出入口に記す。また、

「梁間二間半／桁行四尺五寸間^ニ拾間／柱下石居」と記す。さらに、図面の余白に次の書き込みがあって構造形式が分かる。

「戸前式枚両開^{（横カ）}大^サ／式寸式歩角棧四本子／割竹三拾壺本打／上下猫座^ニ軸釣^リ／^{（縦カ）}輪掛鉄打錠前共」とあり、「角棧四本子／割竹三拾壺本打」は建地割図と合致する。

さらに「家上下地さ須四尺五寸間^ニ／立^ル妻向さ須式本立／四方隅簀子当棟簀^{（棕櫚カ）}／白縄阿ミ蕨縄掛け也」と記す。「さ須」は、さす（収首）で建地割図とあう。

まとめ

以上により以下の知見を得た。

- 1、灯籠堂の広さは、平均1坪5合7勺（5.18㎡）である。最大は相島の2坪3合（7.59㎡）、最少は勝馬（志賀島）と岩屋（北九州市若松区）の1坪（3.3㎡）である。
- 2、灯籠堂は高い石積み基壇上に建つ。構造は、土台上に角柱をたて、桁や梁を受ける。土台に火打を付ける場合もある。三面は腰高窓に上下の板戸を立て、一面に片引き戸の出入口を設け、踏み込みは土間で、他は板張り床で化粧屋根裏である。四隅に控柱を大栓でとめ足元貫を付ける。宝形造の瓦葺きで露盤宝珠が付く。
控柱を四隅に付けるのは海風の強いところに建つ灯籠堂にとっては重要なことで、倒壊予防のための知恵である。相島では床を3尺程高くして木階段3段を付ける。
- 3、相島に「同燈籠堂地指図行灯」（写真2）とあるので、平面図を「地指図」と称していた。
- 4、灯籠堂の維持管理は遠見番所の仕事であった。
- 5、急用丸の格納庫は、桁行45尺（13.64m）梁間2間半（4.55m）、切妻造、茅葺き、妻入りで、出入口は竹の両開き戸が付く。柱は礎石上に立ち、床は土間、化粧屋根裏である。四隅と桁行き中央に控柱が付く。控柱は掘立で柱は控柱も含めて丸太材で、梁は全ての柱位置に掛け、又首構造である。板壁で、蹴放しなどは取り除かれていた。

6、急用丸の格納庫は「地島波止場之図」に鳥瞰図があり、他の格納庫も大同小異であろう。

7、[林(美) 家文書] No.122『嘉永七寅年五月改／浦嶋遠見番所燈籠堂急用丸囲上家共図／林武』は、明治以降の近代的灯台になる直前の灯籠堂史料として大変貴重である。なお、「林武」は、林武四郎の略称であろう。

謝辞

末筆ながら[林家(美) 文書]の閲覧でお世話になった九州歴史資料館内地域史研究所草野真樹・久恒真由美の両氏と福岡市博物館又野等氏および解説にご助力を得た山口県文書館吉積久年氏、金沢文庫貫井裕恵氏と横浜市歴史博物館小林紀子氏に厚く御礼を申し上げます。

註

- (1) 縦32.3cm、横24.5cm。長綴。[林(美) 家文書] No.122の図面と仕様書は「大工林家所蔵文書Ⅲ」として『九州産業大学工学部研究報告』第44号(2007年12月刊)に、原図と翻刻文を掲載した。
- (2) 佐藤正彦 1992 「福岡大工林とその仕事」『日本建築学会大会学術講演梗概集』北陸。989頁。
- (3) 佐藤正彦 2025 「地島の漁業集落」『沖ノ島研究』No.11(「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会)。114頁。
- (4) 1989 『福岡県史』近世研究編福岡藩四(西日本文化協会)。323頁。中村又右衛門は文化9年(1812)にも灯籠番をしていた(註5、174頁)。
- (5) 1997 吉武謹一著『玄海町史話伝説』玄海町史話伝説委員会編(玄海町教育委員会)。137頁。
- (6) 1997 『新宮町誌』(新宮町)に平面図と断面兼立面図を掲載。873頁。断面兼立面図は「^(横カ)方」を「から」と誤る。「^(横カ)□」(欄)を「横」(ぬき)と推定したのは図面と仕様書からである。
- (7) 1926 細井肇編『海遊録』(『朝鮮研究叢書』第八巻)(自由討究社)。76頁。
- (8) 写真4・5は、福岡市博物館所蔵[青柳種信関係資料目録] No.1521『志賀島浦弘浦絵図』である。
- (9) 1922 青柳種信 広渡正利、筑前古文書を読む会

校訂『筑前町村書上帳』文献出版。

- (10) 2007 山本博文著『学校で習わない江戸時代』(新潮文庫)。120頁。『黒田家譜』(第2巻)「定」。179と181頁。
- (11) 1998 『福岡県史通史編』福岡藩(一)(西日本文化協会)。843頁。